

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

平成三十年四月十七日
参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。

二、今後の人口減少等による公共施設等の需要の変化等の地域の実情を踏まえ、合併市町村において、住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。